

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 鶴見大学短期大学部（以下「本学」という。）は、**教育基本法**（昭和22年法律第25号）の趣旨にのっとり、**学校教育法**（昭和22年法律第26号）に基づき、教養を高めるとともに、基礎的知識及び専門的技能を修得させ、あわせて禅的行持によって社会福祉の増進及び社会文化の向上に貢献する道義あつき賢良な人材の育成を目的とする。

## (自己点検・評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自己点検・評価及び認証評価の結果を踏まえて不断の見直しを行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たり、その項目及び体制については、別に定める。

3 第1項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うように努めることとする。

## (組織的な研修等)

第2条の2 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント：以下「FD」という。）を実施するものとする。

2 前項のFDを推進するために、本学にFD委員会を置く。

3 FD委員会に関する規程は、別に定める。

4 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（FDを除く。）の機会を設け、その他必要な取組を行うものとする。

## (情報の積極的な提供)

第2条の3 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

## 第2章 学科

## (学科)

第3条 本学に次の学科を置く。

保育科

歯科衛生科

## 第3章 修業年限及び在学期間

## (修業年限)

第4条 修業年限は、保育科は2年とし、歯科衛生科は3年とする。

## (在学期間)

第5条 在学期間は、保育科は4年を、歯科衛生科は6年を超えることができない。

## 第4章 収容定員

## (入学定員及び収容定員)

第6条 本学に入学させる学生の定員及び学生の収容定員は、次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
保育科	200人	400人
歯科衛生科	150人	450人

## 第5章 教育課程

## (教育研究上の目的)

第7条 本学学科ごとの人材の養成及び教育研究上の目的については、第1条に定める目的のほか、各学科の設置趣旨に基づき、次のとおり定めるものとする。

2 保育科においては、禅の精神を基盤に宗教的情操と豊かな人間性を培い、子どもの健全な発達と福祉を保障すべく学生として自らを高め、社会とかかわり、努力を続ける有能で専門的な保育者を養成する。

3 歯科衛生科においては、禅の教えに基づく人格の形成という建学の精神を基にして、人々の健康と福祉に貢献する有能な歯科衛生士を育成する。

4 第1項に規定する目的を達成するために、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針について、別に定める。

## (授業科目及び単位数)

第7条の2 本学において開設する授業科目及びその単位数は、別表Ⅰ—1及びⅠ—2に定めるとおりとする。

2 授業科目の履修方法については、別に定める。

## (単位計算方法)

第8条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

(1) 授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 前号の規定にかかわらず、実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(授業の方法)

第8条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。

(取得資格)

第9条 本学において取得できる資格は、次のとおりとする。

保育科 幼稚園教諭二種免許状、保育士となる資格

歯科衛生科 歯科衛生士国家試験受験資格

2 幼稚園教諭二種免許状を得ようとする者は、第11条第2項の規定によるほか、[教育職員免許法](#)及び[教育職員免許法施行規則](#)に規定する科目について必要な単位を修得しなければならない。

3 保育士となる資格を得ようとする者は、第11条第2項の規定によるほか、[児童福祉法](#)及び[児童福祉法施行規則](#)（昭和23年厚令11号）に基づき、[別表Ⅱ](#)の厚生労働大臣の定める教科目及び単位を修得しなければならない。

4 歯科衛生士国家試験受験資格を得ようとする者は、第11条第3項の規定によるほか、[歯科衛生士学校養成所指定規則](#)（昭和25年文・厚令1号）に規定する科目について必要な単位を修得しなければならない。

## 第6章 卒業の要件等

(単位の授与)

第10条 授業科目を履修した者に対し、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

2 試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種の評語をもって表し、秀・優・良・可を合格とし、合格者に所定の単位が与えられる。

3 試験についての細則は、別に定める。

(卒業の要件)

第11条 各学科の卒業の要件は、次のとおりとする。

2 保育科では、2年以上在学し、第7条の2第1項[別表Ⅰ—1](#)の規定するところにより必修、選択合わせてA群26単位、B群・C群・D群・E群合わせて38単位以上を修得し、合計64単位以上を修得しなければならない。

3 歯科衛生科では、3年以上在学し、第7条の2第1項[別表Ⅰ—2](#)の規定するところにより必修、選択合わせて合計102単位以上を修得しなければならない。

4 第2項の規定により卒業の要件として修得すべき64単位のうち、第8条の2第2項の授業方法により修得する単位数は30単位を超えないものとする。

5 第3項の規定により卒業の要件として修得すべき102単位のうち、第8条の2第2項の授業方法により修得する単位数は46単位を超えないものとする。

(他の短期大学、専門職短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第12条 他の短期大学、専門職短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において教育上有益と認めるときは、合わせて30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合、外国の短期大学又は外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の短期大学又は外国の大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(短期大学、専門職短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第13条 他の短期大学、専門職短期大学又は高等専門学校の専攻科及び文部科学大臣が別に定める学修を、教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第14条 本学は、学生が本学に入学する前に第12条第1項において修得した単位を、教育上有益と認めるときは、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、第12条第2項の場合について準用する。

3 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った第13条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

4 本学は、学生が本学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務経験を通じ、当該職業に必要な能力（本学において修得させることとしているものに限る。）を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該職業に必要な能力の修得を、本学における授業科目の履修とみなし15単位を超えない範囲で本学の定めるところにより、単位を与えることができる。

5 前四項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、第12条第1項及び第13条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第12条第2項において修得したものとみなす単位数と合わせるときは45単位を超えないものとする。

## 第7章 学年、学期及び休業日

(学年)

第15条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第16条 学年は、2学期に分ける。

2 前期は4月1日から9月30日までとし、後期は10月1日から翌年3月31日までとする。ただし、教育上必要と認めるとき、学長はこれを変更することができる。

3 1年間の授業期間は、35週にわたり行うことを原則とする。

(休業日)

第17条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日

(3) 開学記念日(11月21日)

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

2 春季、夏季、冬季及び臨時の休業日は、その都度これを定める。ただし、都合により休業日を変更することができる。

## 第8章 入学、退学、除籍、休学、復学、転学・転科及び再入学

(入学の時期)

第18条 入学の時期は、毎年学年の始めとする。

(入学資格)

第19条 本学に入学する資格のある者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(出願手続)

第20条 本学に入学しようとする者は、本学所定の入学願書に入学検定料を添え、願い出なければならない。

(入学試験)

第21条 入学志願者には、入学試験を行う。

(入学手続)

第22条 入学を許可された者は、本学所定の誓約書を提出しなければならない。

(退学)

第23条 退学しようとする者は、その理由を具して学長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第23条の2 次の各号のいずれかに該当するものを学長は除籍することができる。

(1) 指定の期日までに学生納付金等を納入せず、督促してもなお納入に応じない者

(2) 第5条に定める在学期間を超えた者

(3) 第24条第3項に定める休学期間を超えて復学できない者

(4) 死亡の届けがあった者

(休学)

第24条 病気その他やむをえない理由によって2ヶ月以上欠席しようとするときは、学長に休学を願い出て許可を受けなければならない。

2 健康上その他特別の必要があると認められた者は、休学を命ずることがある。

3 休学の期間は、引き続き2年を超えないこととする。

4 休学の期間は、第5条の在学期間に算入しない。

(復学)

第25条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長に願い出て許可を受けて復学することができる。

(転学及び転科)

第26条 他の大学から本学へ若しくは本学から他の大学へ転学を希望する者があるときは、正当な事由があると認められた場合に許可することができる。

2 転学を希望する者があるときは、受け入れ学科に欠員がある場合に限り、選考の上これを許可することができる。

3 転学及び転科に関する規程は、別に定める。

(再入学)

第27条 本学の学生で退学した者が、再入学を希望したときは、選考の上入学を許可することができる。

2 再入学に関する規程は、別に定める。

## 第9章 入学検定料及び学生納付金

(入学検定料及び学生納付金)

第28条 入学検定料及び学生納付金は、別表Ⅲ—1に定めるとおりとする。

2 その他学生納付金についての細則は、別に定める。

(休学期間中の学生納付金)

第29条 休学期間中の学生納付金については、別に定める。

(督促)

第30条 当該学年の授業料その他の納付金の納付をその年度の指定期間内に行わず、督促を受け、新たに指定された納入期限内に納付をしない者を、学長は除籍することができる。

(入学検定料等の不返還)

第31条 既納の入学検定料及び学生納付金は、別に定める場合を除き返還しない。

## 第10章 奨学制度

(奨学制度)

第32条 本学に奨学制度を設ける。

2 奨学制度に関する規程は、別に定める。

## 第11章 教育研究実施組織等

(職員)

第33条 本学に次の職員を置く。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 短大部長
- (4) 教授
- (5) 准教授
- (6) 講師
- (7) 助教
- (8) 助手
- (9) 司書
- (10) 事務職員
- (11) 技術職員

2 補職に関する規程は、別に定める。

(校務分掌)

第34条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 短大部長は、学長の命を受け、短期大学部の各学科等を統括する。

4 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

5 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

6 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

7 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

8 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

9 司書は、上職の命を受け、資料を処理する。

10 事務職員は、上職の命を受け、諸般の事務に従事する。

11 技術職員は、上職の命を受け、技術に関する用務に従事する。

(教育研究実施組織等)

第34条の2 本学は、教育研究上の目的を達成するため、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制する。

2 教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、適切な役割分担の下での職員の協働や組織的な連携体制を確保する。

3 教育研究実施組織等に関する必要な事項は、別に定める。

## 第12章 教授会、大学運営協議会及び全学自己点検評価委員会に関する事項

(教授会)

第35条 本学に教授会を置く。

2 教授会に関する規程は、別に定める。

(教授会の招集及び議長)

第36条 教授会は、学長若しくは短大部長が必要と認めたととき又は教授会構成員の2分の1以上の請求があったときに、学長又は短大部長がこれを招集する。

2 短大部長は、学長の命を受け、教授会の議長となる。短大部長に支障のあるときは、学長があらかじめ指名した教授がその職務を代行する。

(教授会の審議事項)

第37条 教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び短大部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

（大学運営協議会・全学自己点検評価委員会）

第38条 重要事項の協議、内部質保証の推進及び連絡調整のため、大学運営協議会を置く。

2 本学則第2条の実施にあたっては、全学自己点検評価委員会を置き、大学運営協議会にその結果を報告する。

3 大学運営協議会及び全学自己点検評価委員会に関する規程は、別に定める。

### 第13章 卒業の認定、卒業証書・学位記

（卒業）

第39条 本学に保育科は2年以上、歯科衛生科は3年以上在学し、本学所定の課程を修め、所定の単位を修得した者については、教授会の審議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して卒業証書・学位記を授与する。

3 前項の規程により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより次の学位を授与する。

保育科 短期大学士（保育学）

歯科衛生科 短期大学士（歯科衛生学）

4 学位に関する規程は、別に定める。

### 第14章 賞罰

（表彰）

第40条 本学の学生で、品行方正、学術優秀な者又は他の模範となる行為のあった者は、これを表彰する。

（懲戒）

第41条 学生の本分に反し、学則その他の諸規程に違反した者は、教授会の審議を経て、学長が懲戒する。懲戒は、戒告、謹慎、停学及び退学とする。

2 前項の退学は、次の各号の一に該当する場合とする。

（1）性行不良で改善の見込みがないと認められる者

（2）学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

（3）無届けで長期にわたり欠席した者又は正当な理由がなく出席が常でない者

（4）本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

### 第15章 専攻科

（目的）

第42条 本学は、学科における教育の基礎の上に、精深な程度において、特別な事項を教授し、その研究を指導するために専攻科を置く。

（専攻）

第43条 専攻科に次の専攻を置く。

保育専攻

（修業年限及び在学期間）

第44条 専攻科の修業年限は、1年とし、在学期間は、2年を超えることができない。

（入学定員及び収容定員）

第45条 専攻科に入学させる学生の定員及び収容定員は、次のとおりとする。

保育専攻 入学定員20人、収容定員20人

（教育研究上の目的）

第46条 専攻ごとの人材の養成及び教育研究上の目的については、第42条に定める目的のほか、各専攻の設置趣旨に基づき、次のとおり定めるものとする。

2 保育専攻においては、保育現場において、自らその保育実践を検証し新たな実践を展開する力を身につけた保育者を養成する。

3 第1項に規定する目的を達成するために、修了認定の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針について、別に定める。

（授業科目及び単位数）

第46条の2 専攻科において開設する授業科目及びその単位数は、別表Ⅰ—3に定めるとおりとする。

2 授業科目の履修方法については、別に定める。

（入学検定料及び学生納付金）

第47条 専攻科の入学検定料及び学生納付金は、別表Ⅲ—2に定めるとおりとする。

2 その他学生納付金についての細則は、別に定める。

（修了の要件）

第48条 専攻科の修了の要件は、次のとおりとする。

2 保育専攻の修了の要件は、1年以上在学し、第46条の2第1項別表Ⅰ—3の規定するところにより、必修18単位、選択12単位以上、合計30単位以上を修得しなければならない。

（入学資格）

第49条 専攻科に入学する資格のある者は、次の各号の一に該当する者とする。

（1）短期大学を卒業した者

（2）外国において、学校教育における14年の課程を修了した者

（3）本学の専攻科において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

（単位の授与）

第50条 専攻科の授業科目を履修した者に対し、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

- 2 試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種の評語をもって表し、秀・優・良・可を合格とし、合格者に所定の単位が与えられる。
- 3 試験についての細則は、別に定める。

(修了の認定及び修了証書)

第51条 学長は、所定の課程を修め、所定の単位を修得した者については、教授会の審議を経て、修了の認定をする。

- 2 学長は、修了を認定した者に対して修了証書を授与する。

(準用規定)

第52条 第8条第1項、第15条から第18条まで、第20条から第25条まで、第29条から第38条まで、第40条及び第41条の規定は、専攻科にこれを準用する。この場合において、第24条第3項中「2年」とあるのは「1年」に、第23条の2第2号及び第24条第4項中「第5条」とあるのは「第44条」と読み替えるものとする。

(その他)

第53条 その他専攻科学生に関して必要なことは、別に定める。

## 第16章 科目等履修生

(科目等履修生)

第54条 本学において開設する授業科目中、特定の科目を履修しようとする者があるときは、選考の上科目等履修生として許可することができる。

- 2 科目等履修生に対し単位を認定することができる。
- 3 科目等履修生に対する単位の授与については、第10条の規定を準用する。
- 4 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

## 第17章 雑則

(公開講座)

第55条 本学は、社会一般の成人を対象とし、学術の向上と生涯学習の進展のため公開講座を開催する。

(図書館)

第56条 本学に図書館を置く。

- 2 図書館に関する規程は、別に定める。

(保健センター)

第57条 本学は、学生及び職員に対する保健管理業務を実施するために保健センターを置く。

- 2 保健センターに関する規程は、別に定める。

(附属幼稚園)

第58条 本学に附属幼稚園を置く。

- 2 附属幼稚園に関する規程は、別に定める。

(学生寮)

第59条 本学は、学生のために学生寮を置く。

- 2 学生寮に関する規程は、別に定める。

## 第18章 改正手続

(改正手続)

第60条 本学則及び本学則に基づいて定める諸規則・諸規程は本学の必要に応じて変更することができる。

- 2 本学則の改正は、教授会及び大学運営協議会の審議を経て、理事会が決定する。

附 則

本学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第22条は、平成元年度から適用するが、平成元年3月31日までに納入される入学金は、各科とも250,000円とする。なお、各科の昭和63年度以前の入学者の施設維持費は次のとおりとする。

国文科

昭和62年度入学者 175,100円

昭和63年度入学者 185,400円

保育科

昭和62年度入学者 195,700円

昭和63年度入学者 206,000円

歯科衛生科

昭和62年度入学者 206,000円

昭和63年度入学者 216,300円

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第28条は平成4年度から適用するが、なお、各科の昭和63年度以前の入学者の施設維持費は次のとおりとする。

国文科

昭和62年度入学者 170,000円

昭和63年度入学者 180,000円

保育科

昭和62年度入学者 190,000円

昭和63年度入学者 200,000円

歯科衛生科

昭和62年度入学者 200,000円

昭和63年度入学者 210,000円

附 則

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成4年度以前の入学者は、従前の規則による。

附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成5年度以前の入学者は、従前の規則による。

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成6年度以前の入学者は、従前の規則による。

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成7年度以前の入学者は、従前の規則による。

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成8年度以前の入学者は、従前の規則による。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成9年度以前の入学者は、従前の規則による。

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成10年度以前の入学者は、従前の規則による。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成11年度以前の入学者は、従前の規則による。

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成12年度以前の入学者は、従前の規則による。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度以前の入学者は、従前の規則による。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成14年度以前の入学者は、従前の規則による。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前の入学者は、従前の規則による。

附 則

この学則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日からこれを施行する。



附 則

この学則は、平成21年4月1日からこれを施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

ただし、別表Ⅰ—2 選択必修分野中の授業科目「介護職員初任者研修事業」については、平成24年度入学生より適用する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

ただし、第10条第2項並びに別表Ⅰ—1 及び別表Ⅰ—2については、平成27年度入学生より適用する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、第48条第3項並びに別表Ⅰ—4については、平成28年度入学生より適用する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、第49条並びに別表Ⅰ—2については、平成29年度入学生より適用する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第11条第2項及び別表Ⅰ—1、別表Ⅰ—3、別表Ⅱについては、平成31年度入学生より適用する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第11条第3項及び別表Ⅰ—2については、令和2年度入学生より適用する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第11条第2項及び別表Ⅰ—1、別表Ⅰ—3、別表Ⅰ—4、別表Ⅱについては、令和4年度入学生より適用する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

専攻科福祉専攻の廃止

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

授業科目及び単位数

[別表Ⅰ—1](#)（保育科）

授業科目及び単位数

[別表Ⅰ—2](#)（歯科衛生科）

授業科目及び単位数

[別表Ⅰ—3](#)（専攻科保育専攻）

[別表Ⅱ](#) 保育士に関する科目

[別表Ⅲ—1](#) 入学検定料及び学生納付金

[別表Ⅲ—2](#) 入学検定料及び学生納付金

授業科目及び単位数

別表 I-1 (保育科)

授 業 科 目	単 位 数		授 業 科 目	単 位 数	
	必修単位	選択単位		必修単位	選択単位
A群			保育内容研究b (子どもの環境)		1
音楽表現 I	1		保育内容研究c (子どもの生活・遊び)		1
造形表現 I	1		保育内容研究d (子どもの生活・遊び)		1
子どもと健康	1		保育内容研究e (子どもの文化)		1
子どもと人間関係	2		保育内容研究f (子どもの文化)		1
子どもと環境	2		保育者論		2
子どもと言葉	1		幼児理解と教育相談の基礎		2
子どもと表現	1		発達心理学(保育の心理学)		2
幼児体育	1		子ども家庭支援論		2
保育原理	2		社会的養護 II		1
社会福祉	2		子ども家庭支援の心理学		2
社会的養護 I	2		教育実習概論		2
乳児保育 I	2		教育実習 I (事前事後指導を含む)		2
乳児保育 II	1		教育実習 II		3
保育内容総論a	1		(事前事後指導を含む)		
保育内容総論b	1		保育・教職実践演習		2
仏教保育	2		C群		
身体表現 I	1		宗教学(実践行持を含む)	2	
教育原理	2		哲学		2
B群			文学		2
子育て支援		1	倫理学		2
子ども家庭福祉 I		2	社会学		2
子ども家庭福祉 II		2	経済学		2
子どもの保健		2	法学		2
子どもの健康と安全		1	日本国憲法		2
子どもの食と栄養a		1	歴史学		2
子どもの食と栄養b		1	心理学		2
臨床心理学		2	数学		2
保育所保育実習 I		2	化学		2
施設保育実習 I		2	生活科学		2
保育所保育実習指導 I		1	日本語コミュニケーション		2
施設保育実習指導 I		1	コンピュータ概論		2
保育実習 II		2	情報機器の操作		2
保育実習 III		2	環境倫理入門		2
保育所保育実習指導 II		1	D群		
施設保育実習指導 III		1	英語 I a	1	3
乳幼児心理学		2	英語 I b(保育の英語)	1	3
教育心理学(子どもの理解と援助)		1	英語 II a(保育の英語)		1
保育指導法		2	英語 II b(保育の英語)		1
特別支援保育a		1	E群		
特別支援保育b		1	体育a		1
ピアノ・声楽 I a		1	体育b		1
ピアノ・声楽 I b		1			
ピアノ・声楽 II a		1			
ピアノ・声楽 II b		1			
音楽表現 II		1			
造形表現 II		1			
身体表現 II		1			
カリキュラム論(計画と評価)		2			
保育内容研究a (子どもの環境)		1			

授業科目及び単位数

別表 I-2 (歯科衛生科)

教育内容	授業科目	単位数		
		必修単位	選択単位	
基礎分野	科学的思考の基盤	2	1 1	
	人間と生活	2 1 1 1 1 1 1 1 1 2	2 2 1 1 1 1 1 1 1 2	
専門基礎分野	人体の構造と機能	2 2		
	歯・口腔の構造と機能	2 2 2		
	疾病の成り立ちと回復過程の促進	2 2 2		
	歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	1 2 2 2		
専門分野	歯科衛生士概論	2		
	臨床歯科医学	1 1 1 1 1 1 1 1 1		
	歯科予防処置論	2 3 2 1		
	歯科保健指導論	1 1 1 1 1 1 1		
	歯科診療補助論	2 2 2 1 2		
	臨地・臨床実習	6 6 4 4		
	総括	4		
	選択必修分野	臨床医学概論		2
		卒業研究		2
		ボランティア論		2
環境リテラシー			2	
日本の伝統			2	
現代の文化			2	
コミュニケーション論			2	
介護職員初任者研修事業			3	

授業科目及び単位数

別表 I - 3 (専攻科保育専攻)

授 業 科 目	単 位 数	
	必修単位	選択単位
教育学特論	2	
保育学特論	2	
発達心理学特論	2	
教育方法特論	2	
専攻科実習	2	
保育演習	2	
専攻科特別研究	4	
研究方法論	2	
現代保育論		2
保育指導法研究		2
特別支援保育特論		2
乳児保育特論		2
保育内容(健康)特論		2
保育内容(人間関係)特論		2
保育内容(環境)特論		2
保育内容(表現)特論		2
保育内容(言葉)特論		2
保育内容研究1(言葉)		2
保育内容研究2(健康)		2
保育内容研究3(表現)		2
児童文学		2
仏教保育特論		2
社会福祉特論		2
児童福祉特論		2

別表Ⅱ（保育士に関する科目）

告示による教科目				本学における開設教科目等				履修方法及び履修単位		
系列	教科目	授業形態	設置単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数				
教養科目	外国語、体育以外の科目	不問	6以上	宗教学	講義	2	2	4単位以上		
				哲学	講義	2	2			
				文学	講義	2	2			
				倫理学	講義	2	2			
				社会学	講義	2	2			
				経済学	講義	2	2			
				法学	講義	2	2			
				日本国憲法	講義	2	2			
				歴史学	講義	2	2			
				心理学	講義	2	2			
				数学	講義	2	2			
				化学	講義	2	2			
				生活科学	講義	2	2			
				日本語コミュニケーション	講義	2	2			
				コンピュータ概論	講義	2	2			
情報機器の操作	講義	2	2							
環境倫理入門	講義	2	2							
外国語	演習	2以上	英語 I a	演習	1	3	2単位以上			
			英語 I b (保育の英語)	演習	1	3				
			英語 II a (保育の英語)	演習	1	1				
			英語 II b (保育の英語)	演習	1	1				
体育	講義 実技	1	体育a	実技・講義	1	1	2単位			
			体育b	実技・講義	1	1				
合計			10単位以上	合計			6	40	46	8単位以上
告示による教科目				本学における開設教科目等				履修方法及び履修単位		
系列	教科目	授業形態	設置単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数				
保育に関する本質・目的	保育原理	講義	2	保育原理	講義	2	2	55単位以上		
	教育原理	講義	2	教育原理	講義	2	2			
	子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉 I	講義	2	2			
	社会福祉	講義	2	社会福祉	講義	2	2			
	子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援論	講義	2	2			
	社会的養護 I	講義	2	社会的養護 I	講義	2	2			
	保育者論	講義	2	保育者論	講義	2	2			
解保に育関する対象の科目	保育の心理学	講義	2	発達心理学(保育の心理学)	講義	2	2	1単位以上		
	子ども家庭支援の心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	講義	2	2			
	子どもの理解と援助	演習	1	教育心理学(子どもの理解と援助)	演習	1	1			
	子どもの保健	講義	2	子どもの保健	講義	2	2			
	子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養a 子どもの食と栄養b	演習 演習	1 1	1 1			
法保に育関する内容・方法	保育の計画と評価	講義	2	カリキュラム論(計画と評価)	講義	2	2	1単位以上		
	保育内容総論	演習	1	保育内容総論a 保育内容総論b	演習 演習	1 1	1 1			
	保育内容演習	演習	5	保育内容研究a(子どもの環境)	演習	1	1			
				保育内容研究b(子どもの環境)	演習	1	1			
				保育内容研究c(子どもの生活・遊び)	演習	1	1			
				保育内容研究d(子どもの生活・遊び)	演習	1	1			
				保育内容研究e(子どもの文化)	演習	1	1			
	保育内容の理解と方法	演習	4	音楽表現 I	演習	1	1			
				造形表現 I	演習	1	1			
				身体表現 I	演習	1	1			
				音楽表現 II	演習	1	1			
				造形表現 II	演習	1	1			
	乳児保育 I	講義	2	乳児保育 I	講義	2	2			
	乳児保育 II	演習	1	乳児保育 II	演習	1	1			
	子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	演習	1	1			
障害児保育	演習	2	特別支援保育a 特別支援保育b	演習 演習	1 1	1 1				
社会的養護 II	演習	1	社会的養護 II	演習	1	1				
子育て支援	演習	1	子育て支援	演習	1	1				
保育実習	保育実習 I	実習	4	保育所保育実習 I 施設保育実習 I	実習 実習	2 2	2 2	3		
	保育実習指導 I	演習	2	保育所保育実習指導 I 施設保育実習指導 I	演習 演習	1 1	1 1			
総合演習	保育実践演習	演習	2	保育・教職実践演習	演習	2	2			
合計			51単位以上	合計			54	3	57	55単位以上
告示による教科目				本学における開設教科目等				履修方法及び履修単位		
系列	教科目	授業形態	設置単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数				
保育の本質・目的に関する科目	各指定保育士養成施設において設定	15以上	子ども家庭福祉 II	講義	2	2	6単位以上			
			乳幼児心理学	講義	2	2				
			臨床心理学	講義	2	2				
			保育指導法	講義	2	2				
			生活	講義	2	2				
			ピアノ・声楽 I a	演習	1	1				
			ピアノ・声楽 I b	演習	1	1				
			ピアノ・声楽 II a	演習	1	1				
			ピアノ・声楽 II b	演習	1	1				
			幼児体育	演習	1	1				
保育の内容・方法に関する科目	各指定保育士養成施設において設定	15以上	子どもと健康	演習	1	1	3			
			子どもと人間関係	講義	2	2				
			子どもと環境	講義	2	2				
			子どもと健康	演習	1	1				
保育実習	保育実習 II	実習	2	保育実習 II	実習	2	3			
	保育実習指導 II	演習	1	保育所保育実習指導 II	演習	1				
	保育実習 III	実習	2	保育実習 III	実習	2				
	保育実習指導 III	演習	1	施設保育実習指導 III	演習	1				
合計			18単位以上	合計			6	18	24	9単位以上

別表Ⅲ－1 入学検定料及び学生納付金

《入学検定料》

	保育科	歯科衛生科
	30,000円	30,000円

備考 出願方法により減額することがある。

詳細については別に定める。

《学生納付金》

	保育科	歯科衛生科
入学金（入学時）	350,000円	350,000円
授業料（年額）	640,000円	640,000円
実験実習費（年額）	120,000円	150,000円
施設維持費（年額）	280,000円	280,000円

別表Ⅲ－2 入学検定料及び学生納付金

《入学検定料》

専攻科 保育専攻
30,000円

備考 出願方法により減額することがある。  
詳細については別に定める。

《学生納付金》

	専攻科 保育専攻
入学金（入学時）	200,000円
授業料（年額）	640,000円
実験実習費（年額）	30,000円
施設維持費（年額）	70,000円